新型コロナウイルス感染拡大防止に係る訪問業務に関するQ&A R2.5.13

各事業所の皆様におかれましては、国の通知などをお読み取りいただき、日々の業務に対応されているかと存じます。先般、福島市長寿福祉課長名でお送りしたQ&Aについて、送付後に質問いただきました設問についての補足と、新たなQ&Aを追加いたしましたので参考としていただきますようお願い申し上げま す。

モニタリング訪問時、感染予防のため訪問滞在時間を短くしたいと考えています。 Q 1 玄関先での面接も可能ですか?

≪当分の間、介護支援専門員の判断により下記①~③のような対応をお願いします≫

- ①次の場合は、訪問をせず、電話等を活用して状況把握をしてください。
 - ●介護支援専門員、またはその関係者に風邪等の症状がある場合 ●施設により面会が制限されている場合

 - ●利用者やその家族から訪問を断られた場合
- ②次の場合は、できるだけ訪問を避け、電話等を活用して状況把握をしてください。
 - ●利用者の状態に変化がないことが見込まれ、ブランの変更等を要しないなどの場合
 - ●利用者、またはその関係者に風邪等の症状がある場合など
- ③次の場合は、検温・マスク着用等感染予防を徹底したうえで、玄関先等で短時間に行う など、濃厚接触を避けながら、可能な限り訪問を実施してください。
- ●新規プラン作成の場合や、状態の変化が見込まれる場合、要経過観察の場合など

なお、玄関がせまいため、密となることから、窓越しでモニタリングを実施したなどの代替措置 を実施した経緯等は、支援経過に記録をすることが必要です。記録が無い場合は指導の対象となる 場合がありますのでご留意ください。

- ⇒前回の通知では、「新規プラン作成の場合や、状態の変化が見込まれる場合などは、従前と変わらない 対応とする」ことをお伝えしたく、玄関先での面接を実施可とはしていないといった記載をしましたが、 柔軟な対応を認めないものではありません。
- ※利用者やその家族から先んじて訪問を断ってくるといったケースは少なく、今までと 変わらず訪問を実施している、といったお話や、利用者の状態を直接確認しないと 適切な判断に結びつかない、といったお話も伺っています。 利用者の生活や心身の状態の維持向上に資する柔軟なご対応をお願いいたします。

<追加>

- 訪問介護で居宅を訪れると、利用者がマスクをしていない。福島市から介護サービス事 業者には感染予防のための行動を呼びかけていたが、利用者がコロナに感染していた場 Q7 合、移される可能性があるので、市から訪問介護等のサービス利用者に対して、サービ スを受ける際にはマスクを着用するように指導することはできないか。
- 市から市民に対して介護サービス利用時にマスクを着用するように指導はできません が、外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用する等 の「新しい生活様式」について広報に努めてまいります。 事業者の皆さんからも感染拡大防止のために「新しい生活様式」について説明いただ き、利用者へ着用を依頼することは問題ありません。
- ◎感染が心配であるといった一般相談については、コールセンター 0120-567-177
- ◎発熱、倦怠感、息苦しさなど症状がある場合は、帰国者・接触者相談センター 0120-567-747 改訂された「相談・受診の目安」は別添を参照

A1

Q 1	モニタリング訪問時、感染予防のため訪問滞在時間を短くしたいと考えています。玄関 先での面接も可能ですか?
Ä	福島市においては、玄関先での面接を実施可とはしていない。新規プラン作成の場合や、状態の変化が見込まれる場合などは、検温・マスク着用等感染防止対策を行い面接を行うこと。 ただし、利用者・利用者家族からの申し出があれば、承諾を得たうえで、玄関先での短時間の訪問を実施可とする。 なお、利用者の希望などにより玄関先での面接になった場合はその理由、状況を記録に残すこと。
02	サービス担当者会議の開催について、やむを得ない理由がある場合は、利用者の自宅以外での開催や電話やメールの活用などで柔軟に対応することが可能となっていますが、「やむを得ない理由」の具体例をお示しください。
Α΄	・病院、介護施設が面会拒否になっている場合 ・本人、家族が来所を拒否している場合 ・本人、家族や事業所担当者等の体調不良 など感染拡大防止対策上必要な内容であれば可。一律に会議が不要というものではない。 単に心配だから、というのは対象にならない。会議を持たなかった理由を記録して保存 しておくこと。
QЗ	モニタリング訪問について感染拡大防止の観点から、利用者の事情等により利用者の居宅を訪問できない等、やむを得ない理由がある場合は月1回以上のモニタリングを実施しなくてもよいとありますが、「やむを得ない理由」の具体例をお示しください。
A	・本人、家族が来所を拒否している場合 ・本人、家族や事業所担当者等の体調不良など、感染拡大防止対策上必要な内容なら 可。一律に訪問が不要というものではない。 単に心配だから、というのは対象にならない。訪問しなかった理由を記録して保存して おくこと。
Q 4	モニタリング訪問について、本人や家族から拒否の申出が無い場合に訪問事業者側から、本人や家族に訪問の延期について提案してもかまいませんか?
A	訪問事業者側から提案するということはできない。あくまでも本人や家族から訪問拒否があった場合に延期が可能である。
Q5	利用者の子供・孫等が他地域から帰省してきた等の理由により、利用者へのモニタリング訪問を帰省から2週間は時期をずらして実施することとしたいが、減算となってしまいますか?
A	利用者側から来所の拒否等があれば減算とはならない。ただし、訪問の際は、日ごろからの感染予防策(例:利用者・面接者に事前検温の依頼、換気を促す、マスク等の着用、訪問前後の手指消毒、訪問順番を最後にするなど)に一層の配慮を行うこと。(事前に新型コロナウイルス対応状況チェックリストの「症状がある利用者への訪問」に準じた対応、特に3及び5項目を再確認してください。)
06	事業所担当者が感染等により自主的に臨時休業する場合、どのような対応が必要になり ますか?
A	・臨時休業する事業所は、居宅介護支援事業所と連携して、利用者に対し休業の事実や代替サービスの確保等について丁寧な説明を行うこと。 ・利用者に必要なサービスが提供されるよう、居宅介護支援事業所・代替サービスが提供できる関係事業所と連携して適切なサービスの提供を確保すること(事前の準備を)なお、事業所が自主休業する場合には市への報告をお願いいたします。